

訴因変更の可否

裁判所は、検察官の請求があるときは、「公訴事実の同一性を害しない限度において」、起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならない（刑訴312条1項）。それゆえ、訴因変更がどの範囲で許されるのかという、「訴因変更の可否」という問題は、「公訴事実の同一性」の解釈問題となる。

論証例

312条1項が「公訴事実の同一性」の範囲内で訴因変更を認めている趣旨は、1個の刑罰権に関し、2個以上の訴因が構成されて、2個以上の有罪判決が重複して生じること回避するために、二重起訴の禁止（338条3号、339条1号）、一事不再理効（337号）の各制度とともに、1個の刑罰権に服する事項を1回の手続で処理させる点にある。

かかる趣旨からして、「公訴事実の同一性」とは、両訴因間の基本的事実関係が同一であることをいう。そして、かかる判断には訴因間の非両立性についても考慮する。

参考事例

「昭和27年12月30日午後11時半頃、Yが○○○窃取するに際し、リヤカーを貸与して犯行を容易ならしめもって窃盗の帮助をした」という訴因において、「昭和27年12月31日頃、自宅においてYから同人が他から窃取してきたものであることを知りつつ、3万円で譲り受けた」という予備的訴因を追加。

⇒両事実には、日時、場所、保護法益、行為態様などの点でずれがある。また、被告人はリヤカーを貸して、次の日にYがそれによって窃取した物を譲り受けることができるので、両訴因は両立する。よって、基本的事実関係は同一とは言えない。

参考事例

検察官の主張していた当初の訴因は、「被告人は、自動車運転免許試験に関する事務処理の職務に従事していた乙と共謀の上、甲の自動車運転免許取得に関する乙の職務上の不正行為に対する謝礼の趣旨であることを知りながら、甲から賄賂として現金を收受した」といった内容のものだった。その後、検察官立証がほぼ終了した後、予備的に、「被告人は、甲と共謀の上、上記職務に従事していた乙に対し、上記謝礼の趣旨で、現金を供与し○○○た」との、訴因を追加した。

⇒收受したとされる賄賂と供したとされる賄賂との間に事実上の共通性がある場合には、両立しない関係にあり、かつ、一連の同一事象に対する法的評価を異にするに過ぎないものであって、基本的事実関係においては同一であることができ

る。つまり、事実の共通性だけに着目すると、それが少ないために、基本的事実関係が同一であるとは言い難いような場合に、補完的に非両立性基準で判断されている。

ここで差がつく！

Q 訴因変更の可否の考え方

訴因とは、ある社会的事実を、刑法の構成要件を充足するように、検察官がいわば「あてはめ」をした後の記載である。すなわち、訴因変更が許されるのは、この「あてはめ」前の事実である、基になった社会的事実が同一であれば訴因を変更してOKだと考えられている。そして、訴因記載事実が非両立といえるのであれば、その裏にある「あてはめ」前の社会的事実は一つしかないからこそ、訴因の差異は「あてはめ」の差異であり、基になった社会的事実は一つであると考えることができる。

訴因変更の可否を論じる際には、基になった社会的事実が一つしかないのか、を思考すべきである。